

千葉県告示第773号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、令和4年12月5日付け千葉県告示第964号で指定した、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）について、当該要措置区域において講ずべき指示措置を変更するので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年9月19日

千葉市長 神谷俊一

1 指定区域

千葉市中央区今井3丁目11番9、11番10（別紙1、2のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン

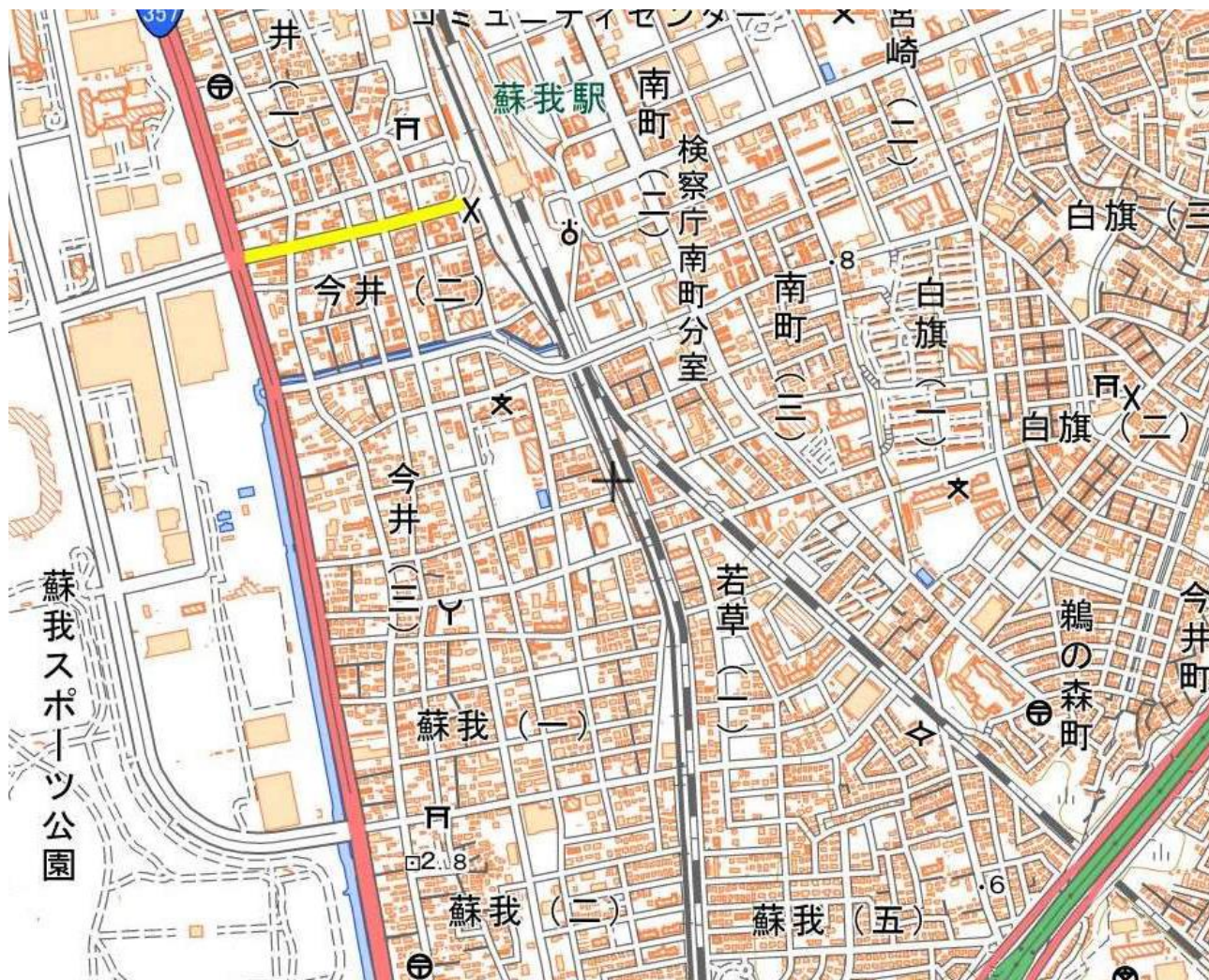
3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

該当なし

4 当該要措置区域において講ずべき指示措置

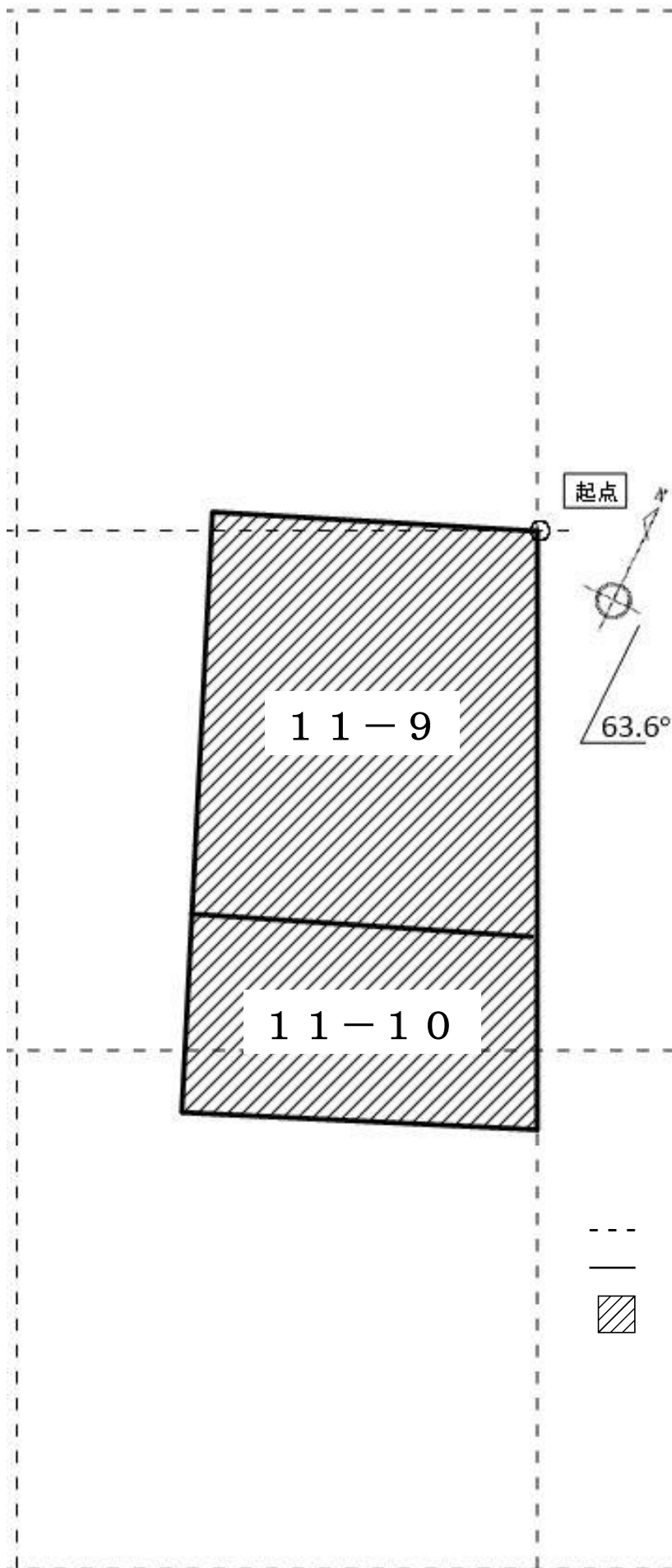
特定有害物質の種類	講ずべき指示措置
クロロエチレン	原位置封じ込め又は遮水工封じ込め
1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	地下水の水質の測定


別紙 1



地図：地理院地図（国土地理院）

別紙 2



- 10m 格子線
- 筆境界
-  要措置区域 (面積: 75.05 m²)
クロロエチレン
1,1-ジクロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン
テトラクロロエチレン
トリクロロエチレン